

監査公表第18号（平成26年11月21日、県公報第3647号）
農林水産部出先機関定期監査結果

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関22機関
- (2) 監査対象期間：平成25年度
- (3) 監査実施期間：平成26年5月8日～平成26年6月20日
監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡農林事務所	平成26年6月17日～平成26年6月20日
朝倉農林事務所	平成26年5月20日～平成26年5月23日
八幡農林事務所	平成26年5月13日～平成26年5月16日
飯塚農林事務所	平成26年6月10日～平成26年6月13日
筑後農林事務所	平成26年6月3日～平成26年6月6日
行橋農林事務所	平成26年5月27日～平成26年5月30日
農業大 学 校	平成26年5月8日～平成26年5月9日
農業総合試験場	平成26年5月8日～平成26年5月9日
農業総合試験場豊前分場	平成26年5月29日～平成26年5月30日
農業総合試験場筑後分場	平成26年5月22日～平成26年5月23日
農業総合試験場八女分場	平成26年6月10日～平成26年6月11日
農業総合試験場果樹苗木分場	平成26年6月19日
中央家畜保健衛生所	平成26年5月27日
北部家畜保健衛生所	平成26年5月28日
両筑家畜保健衛生所	平成26年5月16日
筑後家畜保健衛生所	平成26年5月16日
筑後川水系農地開発事務所	平成26年5月13日～平成26年5月15日
森林林業技術センター	平成26年6月17日～平成26年6月18日
水産海洋技術センター	平成26年5月8日～平成26年5月9日
水産海洋技術センター有明海研究所	平成26年6月5日～平成26年6月6日
水産海洋技術センター豊前海研究所	平成26年5月20日～平成26年5月21日
水産海洋技術センター内水面研究所	平成26年6月3日～平成26年6月4日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、工事の執行状況については、設計積算、材料承認及び履行確認が適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 工事

設計積算、施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

(2) 重点事項の監査の範囲等

ア 監査対象機関

農林事務所及び筑後川水系農地開発事務所 計7機関

イ 監査の内容

工事の執行状況について

ウ 監査の視点

- (ア) 設計積算が、適正に行われているか。
- (イ) 材料承認が、適正に行われているか。
- (ウ) 履行確認が、適正に行われているか。

第2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 財務に関する事務

- (1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
福岡農林事務所	収入	1	行政財産の使用許可において、使用状況の確認を行わないまま申請を進達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。
八幡農林事務所	収入	1	行政財産の使用許可において、使用状況の確認を行わないまま申請を進達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。
行橋農林事務所	収入	1	行政財産の使用許可において、使用状況の確認を行わないまま申請を進達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。
農業総合試験場 果樹苗木分場	支出	1	光熱水費等において、支出科目を誤って支出していた。
計		4件	

- (2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説明
農林水産部	契約	1	契約において、暴力団排除強化にかかる契約内容となっていなかった。
		2	長期継続契約において、暴力団排除条項の変更に関する協議がなされていなかった。
	工事	1	谷止工において、設計書に計上する数量を誤ったため、積算過大となっていた。
		1	法面工において、設計書に計上する数量を誤ったため、積算過小となっていた。 さらに、吐口工において、設計書と図面との数量が合致していなかった。
計		5件	

2 重点事項（工事の執行状況）

農林事務所及び筑後川水系農地開発事務所の計7機関の監査対象期間中の工事776件のうち、177件（抽出率22.8%）を抽出し調査を行った。

監査の視点から見たところ、次のとおりであった。

- (7) 設計積算については、注意事項2件のほか、一部不十分なものが見受けられた。
- (イ) 材料承認については、一部不十分なものが見受けられた。
- (ウ) 履行確認については、適正に行われていた。

今後とも、工事の執行については、適正な事務処理に努めることが望まれる。